

安心・安全・安定した水をお届けします

良質な水道水を町営水道区域でお使いの皆さまにお届けすることは、水道事業において最も基本的でも重要なことです。

水質検査計画を定めています

さまざまな項目の水質検査に適合し安全であることを保証するために、町営水道では「水質検査計画」を定め、徹底した検査業務を実施しています。

検査名		検査頻度
浄水	毎日検査項目	色・濁り・残留塩素について1日1回以上検査を実施
	省略不可能項目	1ヶ月に1回検査を実施
	省略可能項目	3ヶ月に1回検査を実施
原水	全項目検査	1年に1回検査を実施
	全項目検査	1年に1回検査を実施
水源	クリプトスポリジウム検査	1年に1回検査を実施
	ジアルジア検査	1年に1回検査を実施
	指標菌項目検査	クリプトスポリジウムの指標菌について1ヶ月に1回検査を実施

水道法により定められている全ての検査項目を実施しています。その他必要に応じて、臨時の水質検査を行います。

水質検査の方法

職員が各水系の採水地点で検体を採水し残留塩素などの検査を毎日実施しています。また、厚生労働大臣の登録を受け、水質検査を実施できる機関へ検査依頼をしています。

成分	おいしい水の要件
ミネラル	カルシウム・ナトリウム・カリウム・鉄など水に溶けている鉱物質の総量で、水の味にこくとまるやかさを出します。1リットル中に30～200mgを含んでいる水が良いとされています。
硬度	カルシウム・マグネシウムの量によって計られます。これらの成分が多いと「硬水」となり味がきつく、低いと「軟水」となりクセのない水となります。1リットル中に50mg前後を含んでいるのが好まれます。
炭酸ガス	湧き水や地下水などに多く含まれ、水に新鮮でさわやかな味を与えます。
酸素	水に清涼感を与えます。酸素が全く無い水は味が悪くなります。
水温	美味しい水には水温も大切な要素となります。水温は10～15度が飲むのに快適な温度と言われています。

水質とおいしい水

水質が良いと、おいしい水・きれいな水というイメージがありますが、私たちが飲む水にはいろいろな成分が含まれています。ではおいしい水とは何で決まるのかというと、一般的には水の「ミネラル」「硬度」「炭酸ガス」「酸素」「水温」で決まると言われています。臭いや残留塩素なども水の風味に影響を及ぼします。そのなかでも、「硬度」は特に気になるかと思いますが、では町営水道の硬度はどれくらいなのでしょう。

	分類
硬度(カルシウム・マグネシウム等)	軟水(～100mg/l) 中硬水(100～300mg/l) 硬水(300～mg/l)

町営水道(小沼地区簡易水道、御代田町簡易水道)の原水の硬度です。	原水	検査結果数値
	長坂深井戸	52.3mg/l
清万深井戸	125.5mg/l	
蟻ヶ沢	44.6mg/l	
寺沢	121.4mg/l	
塩野深井戸	68.0mg/l	

硬度と料理の以外な関係

水に含まれるカルシウムやマグネシウムの作用により、料理の味が変わると言われています。和食料理には「軟水」、洋食料理には「硬水」が適しているそうです。

分類	用途	作用等
軟水	昆布などの和風だし	昆布表面のグルタミン酸等を溶解しうまみ成分を引き出す。
	緑茶・紅茶	苦味や渋みの成分であるタンニンを引き出し、風味がはっきりする。
	炊飯	お米が柔らかく炊き上がる。
硬水	肉料理や煮物・鍋物	煮込むことにより肉の臭みがやわらぎ、アクがよく出る。
	ミネラルの補給	運動後などのミネラル補給に適している。

町営水道では、良質な水道水を提供するために、全力を挙げて取り組んでいます。関係機関と連携し「水質状況」を監視していますので、安心して水道水をご使用ください。なお、平成21年度水質検査計画及び平成20年度水質検査結果は、御代田町のホームページで公表していますので、ご覧ください。

問い合わせ先
建設課上下水道管理係
上下水道工務係

(内線15・37)

土地と家屋の評価額の 見直しを行います

固定資産税は、3年ごとに評価額を見直す制度がとられています。これは、「適正な時価」をもとに課税を行うためのもので、平成21年度は評価替えの年にあたります。

評価の見直しの内容

土地

○宅地の評価額の調整

標準宅地の鑑定評価を行い基準単価の決定を行いました。

○商業地等の宅地

課税標準額は評価額の70%が上限となりますが、負担水準(評価額に対する前年度課税標準額の割合)がそれ以下の場合には均衡化を図るため、負担水準の状況に応じて、下表1のような負担調整措置がとられます。

○住宅用地

住宅(人の居住用の家屋)の敷地に供されている土地については、税の負担を特に軽減する必要があることから、課税標準額の特例措置が継続されます。

なお、負担水準の均衡化を図るため、下表2のような負担調整措置がとられます。

家屋

今回の評価替えは、再建築費評点補正率(前基準である平成18基準年度と今回の基準である平成21基準年度との物価水準の比較により算定される率)の見直しが行われました。

○再建築費評点補正率の見直し

18基準年度に比べ、木造家屋が5%増、非木造家屋は9%増となりました。

家屋の評価額の求め方

家屋の評価額は、

再建築費×経年減点補正率

で求められています。

再建築費とは、家屋を国の基準で仮に建築した場合に必要とされる建築費です。

経年減点補正率とは、家屋の建築後の経過年数によって生ずる損耗の状況による減価率です。

今回の評価替えで見直された率を前基準(平成18年度)の再建築費に乘じ、経過年数に応じた経年減点補正率を更に乗じた値が評価額となります。

ただし、この計算をして、前基準年度の評価額を上回ってしまう場合の評価額は、前基準年度の価格(据え置き)になります。

宅地の負担調整措置

表1 ○商業地等の宅地

負担水準	平成21年度課税標準額
0.7超	評価額の70%
0.6~0.7	平成20年度の課税標準額に据え置き 平成20年度課税標準額に平成21年度評価額の5%を加えた額
0.6未満	ただし、その額が評価額の60%を上回る場合は60%相当額、20%を下回る場合は20%相当額

表2 ○住宅用地

負担水準	平成21年度課税標準額
1.0以上	※本則課税標準額
0.8~1.0	平成20年度の課税標準額に据え置き 平成20年度課税標準額に平成21年度の本則課税標準額の5%を加えた額
0.8未満	ただし、その額が本則課税標準額の80%を上回る場合は80%相当額、20%を下回る場合は20%相当額

※本則課税標準額=平成21年度評価額×住宅用地の特例率
※住宅用地の特例率=200㎡まで1/6、200㎡超1/3(家屋の床面積の10倍まで)

ご自分で確認できます
手数料はかかりません

固定資産課税台帳の縦覧

固定資産税は、その年の1月1日現在に所有している土地・家屋・償却資産を固定資産税台帳に登録し、これに基づいて税額を算出しています。この台帳に記載されている自己の所有している固定資産を縦覧することができます。

縦覧期間・時間

4月1日(水)~4月30日(木)
午前8時30分~午後5時30分
(土・日曜日、祝日を除く)

縦覧場所

税務課資産税係窓口

縦覧時に持参するもの

○印鑑
○委任状
(法人や代理人が縦覧する場合)

手数料

無料(縦覧期間中)

問い合わせ先

税務課資産税係
(内線42・43・49)